

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 10 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22730041

研究課題名（和文）

国際法における執行管轄権の動態分析

研究課題名（英文）Analysis on the modality of enforcement jurisdiction

研究代表者 竹内 真理 (Mari Takeuchi)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：00346404

研究成果の概要（和文）

：本研究では、一国の領域内で生じた事案について他の国が刑事管轄権を行使する際の制約要因を分析した。一国の領域内での捜査や逮捕は領域国のみが行いうることから、問題となる事案に対して領域国が自ら権限を実効的に行使している限りは、他の国には権限行使の必要は生じないし、いずれにせよ領域国の協力なくして実効的に管轄権を行使することはできない。これを踏まえ、他国の権限行使の必要を生じさせるような領域国の管轄権行使の欠如をどのように特定しうるか、その際に権限行使の実効性を確保するための条件とは何かについて分析した。

研究成果の概要（英文）

：This project aimed at analyzing the factors that may affect and limit the exercise of jurisdiction by a state over events that take place in the territory of another state. Due to the fact that it is only the territorial state that may conduct investigation and make an arrest within its own territory, there would be no need for other states to exercise jurisdiction by themselves so long as the territorial state is effectively doing so. In addition, the effectiveness of the exercise of jurisdiction of other states depends on whether they can obtain the judicial cooperation from the territorial state. Premised on this, analysis was made on how the lack of effective exercise of jurisdiction on the part of the territorial state may be identified, and, in that case, how the effectiveness of the exercise of other states' jurisdiction can be ensured.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法、域外適用、管轄権

1. 研究開始当初の背景

刑事法分野における執行管轄権については、Lotus 号事件常設国際司法裁判所判決が「国家は他国の領域内で特別の許容規則なくしていかなる形態の権力 (puissance) をも行使しえない」という命題を提示して以来、厳格に自国領域内に限定されると解されてきた。すなわち、執行管轄権は強制的な性格を持つがゆえに、それが行使されるのは自国領域にとどまり、他国領域内での行使に当たっては他国の同意が必要となる。そして特に刑事法は自然人を対象として適用されてきており、かつ自然人の身柄は一か所にとどまるのであるから、執行管轄権を行使するのは領域内に被疑者がいる国家に限られる。したがって、それ以外の国家が管轄権を行使する際には、領域国の同意と協力を得る必要があると説かれるのである。こうしたことから、刑事法分野における執行管轄権の問題はもっぱら実務レベルの司法共助の問題として扱われる傾向が強かったのである。

刑事法分野における執行管轄権においては、従来から、他国の領域内でいかなる形態の権力をも行使しえないということ以上に明確化されておらず、解明されるべき点が多く残されていた。

第1に、外国領域内における権限行使のすべてが他国の主権を侵害する強制行為ではない。しかしながら、いかなる権力行使が禁止されるのかについては、詳細な検討は皆無と言ってよかった。

第2に、法の執行に伴うさまざまな手続についても、他国の権利侵害や免除侵害を構成するとして国際法の違反が問われるケースが増えてきている。しかしながらこれらの手続は、従来は司法共助の文脈でとらえられてきたために、国際法上の位置づけが明確になっているとは言いがたかった。

2. 研究の目的

以上を踏まえて、本研究の目的は、刑事法分野における執行管轄権行使と、それに伴う手続とを一連のプロセスとしてとらえ、その各段階において管轄権行使を制約する要因を抽出することにある。それによって、具体的な管轄権行使にあたって、いかなる性質の管轄権行使が禁じられているかを体系的に考察することが可能となり、かつそれを行為規範のかたちで示すことが可能となる。

これは、第1には、国家間の裁判例が少な

かったがゆえに理論的発達が妨げられてきた管轄権理論の分野において、理論化・体系化の道を開くことを目的としていた。同時に、このような理論はまさに、法執行にあたる担当者がいかに行動すべきかを示すものでもあり、今後ますます積極的に刑事管轄権を行使する事案が増えることが予想される現代社会において、実務レベルにおいても、有用な指針を提供する目的にも資するものであると考えた。

3. 研究の方法

本研究では、上述の目的を踏まえて、立法例及び裁判例を分析し、域外行為に対する執行管轄権行使を制約する事由を抽出した上で、それら事由を国際法構造の中への位置づけ直すことを試みた。

具体的には、一方で、ベルギー逮捕状事件 (ICJ, 2002)、コンゴ・フランス間の刑事手続に関する事件 (ICJ, 2003)、ジブチ・フランス間の刑事相互援助問題 (ICJ, 2008) など、刑事管轄権行使に伴う手続が国際法違反を構成するとして争われた事例が徐々に蓄積されてきていることに鑑みて、国際判例の検討を行った。

他方で、日本においても、近年、刑法3条の2 (受動的属人主義) や4条の2 (条約による国外犯) について刑事管轄権行使を行う例が現れ始めていることを受けて、こうした国内法の適用範囲の拡張にあたっていかなる要素がそれを制約する要因となると考えられたかを抽出することを試みた。

4. 研究成果

研究の成果は大きく2つに分けられる。

1つは、個別の域外適用基準 (受動的属人主義、保護主義、普遍主義) について、ケーススタディや歴史研究を行い、それぞれの分野に特有の執行管轄権の制約要因を抽出・分析したことである。

まず、受動的属人主義については、日本国刑法3条の2の起草過程を分析し、起草過程においては、領域国の主権の尊重のために立法管轄権レベルでの制約要因とされてきた双罰性原則については、個人の生命・身体の保護という観点から相対化され、執行管轄権行使レベルでの違法性の意識の問題として再構成が可能であると考えられていたことを明らかにしたうえで、立法による手当が一切不要であるかについては留保が必要であることなどについて考察を深めた。

次に、保護主義については、通貨偽造や国家の安全を侵害する罪に対して保護主義が確立する歴史的過程を検討し、管轄権行使の制約要因となりうるのは、従来主張されてきたような領域国の主権ではなくて、むしろ外国での処罰に対する個人の予見可能性の欠如であることを指摘した。

最後に普遍主義については、重大な人権侵害分野における管轄権行使の実行（特にドイツ、スペイン）を分析し、領域国の側の権限行使の意図及び能力の欠如を管轄権の行使条件とするいわゆる「補完性原則」が次第にその正当性を認められつつあることを指摘した。

併せて、公海の汚染に対して海洋法条約において認められている寄港国の普遍管轄権行使についても分析を行い、かかる管轄権行使の機能が、旗国が取締りの義務を積極的に履行しない場合の補完にあることを指摘した。

もう1つの成果は、以上の個別研究を踏まえて、執行管轄権の制約要因の体系化を試みたことである（但し、時間の制約から最終的には重大な人権侵害の実行行為者に対する普遍的刑事管轄権行使に焦点をあてることとした。）

重大な人権侵害行為については、国際公益を毀損する行為でありすべての国家が処罰に利害関心を有しうることが確立する一方で、実際の普遍管轄権行使の試みは、領域国や被疑者の国籍国の異議申立に直面し、しばしば執行を阻まれているのが現状である。そこでまず、このような異議申立の正当性を支える領域国・被疑者の国籍国の優越性が、それら国家が処罰に主要な責任を果たしうる地位にあることに由来するものであり、それら国家が責任を果たしえない（訴追を行う意思や能力を欠く）場合において、それを補完するものとして他の国家に普遍管轄権行使の正当性が認められることを明らかにした。

もっとも依然として分権的な管轄権の法構造においてこの補完性原理を機能させるためには、領域国らの訴追の意思や能力の欠如の判断に客観性が備わっていなければならない。本研究では、領域国らが負う訴追の義務に関する実行の蓄積が、かかる客観性を担保しうるものであることを導いた。

この研究の成果を博士論文として取りまとめ（Implementing Universal Jurisdiction in International Law）、英国グラスゴー大学に提出した

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

竹内真理「域外行為に対する刑事管轄権行使の国際法上の位置づけ—重大な人権侵害に関する分野の普遍管轄権行使を中心に」『国際法外交雑誌』、査読無、第110巻2号（2011年）50-77頁。

Mari Takeuchi, 'Passive Personality Principle in the Japanese Penal Code,' *Japanese Yearbook of International Law*, 査読無、Vol.54 (2011), pp. 418-433.

竹内真理「域外適用法理における保護主義の成立基盤」『岡山大学法学部創立60周年記念論文集』、査読無（有斐閣、2010年）247-273頁。

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計1件）

西井正弘・臼杵知史編『テキスト国際環境法』（有信堂高文社、2011年3月）、304頁。（「第1章：海洋環境関連条約」を担当）。

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹内 真理 (Mari Takeuchi)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：00346404

(2) 研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし

()

研究者番号：